

実地指導を通じての留意点について
自立支援給付費／障害者入所・通所事業所等

令和2年6月23日
高崎市福祉部指導監査課

1 利用料

事業者が直接利用者等に求めることが適当である金銭

各サービスに応じて指定基準に定められているものの実費負担

（食事の提供に要する費用、創作的活動に係る材料費、家賃、光熱水費、日用品費 等）

※受領が可能な「その他の日常生活費」（日常生活においても通常必要となるものに
係る費用であって、利用者等に負担させることが適当と認められるもの）の範囲
≪障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18年
12月6日障発第1206002号）≫

利用者の希望によって、事業者が提供するもの

①身の回り品として日常生活に必要なもの

②教養娯楽等として日常生活に必要なもの

③送迎を提供する費用（注：送迎加算を算定している場合は、燃料費等の実費が送
迎加算の額を超える場合に限る）

留意事項

- ・ 具体的な内容や金額を運営規程や重要事項説明書、利用契約書等に明記し利用者等の同意を得ていること
- ・ 施設で負担すべきもの、サービスにより徴収が認められないものを負担させていないこと（例：生活介護で一律に提供するおむつ代等）
- ・ 給付費の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目でないこと
- ・ 実費負担の内訳、積算根拠が明確になっていること

2 介護（訓練等）給付費

【 減 算 】

適正なサービスの提供が確保されていなかった場合、所定報酬単位数から差し引く

(1) 定員超過利用減算（療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練）

- ・ 1日当たり利用者数が、定員が50人以下の場合は当該定員の110%（150%）を、定員が51人以上の場合は当該定員から50を差し引いた員数の105%（125%）に55（75）を加えた数を、それぞれ超過している場合
- ・ 過去3か月間の平均利用人員が、定員の105%（125%）を超過している場合

※（ ）内は生活介護、自立訓練

(2) サービス提供職員欠如減算（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練）

- ・ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員基準欠如が解

消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定

- ・減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された3月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定（H30年度から）

(3) サービス管理責任者欠如減算（療養介護、生活介護、自立訓練）

- ・指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定
- ・減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された5月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定（H30年度から）

(4) 夜勤職員欠如減算（施設入所支援）

- ・夜勤時間帯において夜勤を行う生活支援員の員数が基準に満たない事態が2日以上連続して発生した場合、または、夜勤時間帯において夜勤を行う生活支援員の員数が基準に満たない事態が4日以上発生した場合、翌月において利用者全員について、所定単位数の95%を算定

(5) 個別支援計画未作成減算（療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練）

- ・個別支援計画が未作成又は個別支援計画の作成に係る一連の業務が適正に行われていない場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の70%を算定
- ・減算が適用された月から3月以上連続して当該状態が解消されない場合、減算が適用された3月目から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の50%を算定（H30年度から変更）

(6) 身体拘束廃止未実施減算（療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練）

- ・規定に基づき求められる記録が行われていない場合に、記録を行っていない事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について、1日につき5単位を所定単位数から減算
- ※やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない
- ※身体拘束等が行われていた場合に減算になるものではないが、事業所は身体拘束等の廃止を図るよう努めること

3 介護（訓練等）給付費

【 加 算 】

基本単位に上乗せできる報酬で、要件を満たした場合に算定できる。ただし、要件を満たさず請求を行った場合は「不正請求」となり「返還措置」を講ずる必要がある

※サービス種別により加算の種類・要件は異なるため、各々を確認すること

- ・加算の算定要件等を満たすべき数を算定する場合の利用者数について
 - ①当該年度の前年度（前年4月1日～翌年3月31日）の平均利用者数
 - ②新設又は増改築等で前年度実績が1年未満の場合の算定
 - ・新設等の時点から6月未満 ⇒ 便宜上利用定員の90%
 - ・新設等の時点から6月以上1年未満 ⇒ 直近6月における全利用者の延べ数を6月間の開所日数で除して得た数
 - ・新設等の時点から1年以上経過 ⇒ 直近1年間における全利用者の延べ数を1年間の開所日数で除して得た数

(1) 初期加算及び入所時特別支援加算（初期：生活介護、自立訓練 入所時：施設入所支援）

サービスの利用の初期段階におけるアセスメントの手間を評価した加算

サービスの初期段階では、利用者の居宅を訪問して生活状況の把握等を行うなど特にアセスメントに手間を要するための加算

留意事項

- ・アセスメントが行われていない、アセスメントの記録がない場合には算定不可
- ・障害者支援施設等の併設又は空床利用の短期入所を利用していた者が日を空けることなく、引き続き障害者支援施設等に入所した場合（短期入所から退所した翌日に入所した場合を含む）については、入所直前の短期入所の日数を30日から差し引いて得た日数に限り算定すること

(2) 訪問支援特別加算（生活介護）（所要時間1時間未満：187単位、1時間以上：280単位）

概ね3ヶ月以上継続して利用していた者が、連続して5日間以上利用がない場合に職員が利用者の居宅を訪問して、相談援助等（家族との連絡調整、引き続きサービスを利用するための働きかけ、個別支援計画の見直し等の支援）を行った場合に月2回まで算定できる加算

留意事項

- ・個別支援計画に訪問時に提供する支援の内容を位置付けていない、利用者の同意をあらかじめ得ていない場合には算定不可
- ・実際に訪問に要した時間で算定するのではなく、個別支援計画に基づいて行われるべき支援に要する標準的な時間で算定すること
- ・利用が急になくなったということで、利用者には新たな課題が増えた、今までの支援に問題があった等、現在提供している支援の内容が適切だったかの判断を行う必要があるということ

(3) 欠席時対応加算（生活介護、自立訓練）

利用者が利用を予定していた日に急病等により（通院や他のサービスの利用等により、あらかじめ決まった曜日に休む利用者は対象外）その利用を中止したとき、電話等により利用者の状況を確認し、連絡調整・相談援助などを行い、その内容等記録した場合に算定できる加算

留意事項

- ・欠席の理由、利用者の状況、欠席連絡のあった日、連絡してきた相手、連絡調整や相談援助等を記録すること。例えば、風邪や腹痛で欠席したいと連絡があった場合個々の利用者の特性などから類推し、通院を促す必要はないか、施設の利用が原因で気分の変調があった可能性はないか等、支援につながるような相談援助を行い、その内容も記録すること
- ・欠席連絡を受ける職員が複数いる場合、どのような記録をするのか様式を整え、施設内で統一しておくこと
- ・利用を中止した日の前々日、前日又は当日に連絡があった場合のみ算定可能。それ以前に連絡があった場合は算定不可

指摘事例

- ・欠席時対応加算の算定に必要な記録がされていなかった
- ・記録はあるが、内容に不備があった（「欠席の連絡あり」としか記載していないなど）
- ・利用日の前々日以前の連絡で算定していた

(4) 入院・外泊時加算（施設入所支援）

利用者が病院等に入院した場合や居宅へ外泊した場合等に所定単位数に代えて算定

①入院・外泊時加算（Ⅰ）

入院、外泊の翌日から起算して8日まで算定可能

※「8日まで算定可能」というのは、8日までであれば月に何回でも算定できるということ

②入院・外泊時加算（Ⅱ）

入院・外泊時加算（Ⅰ）を算定した翌日（8日を超えた日）から、82日まで算定可能

指摘事例

- ・入院・外泊時加算（Ⅱ）の算定に当たり、支援内容が個別支援計画に定められていない
- ・入院・外泊の際の支援内容を記録していない

留意事項

- ・個別支援計画にあらかじめ入院（外泊）時に提供する支援の内容を位置付けて利用者、家族等の同意を得ること
- ・支援記録のないものは算定不可。9日を超える入院にあつては原則として1週間に1回以上、病院又は診療所を訪問し、具体的な支援内容を記録する。（入院の場合、特段の事情により訪問ができなくなった場合は、その具体的な内容を記録すること

(5) 入院時支援特別加算（施設入所支援）（入院期間 4 日未満：561 単位、4 日以上：1122 単位）

利用者が入院した際に、病院等との連絡調整や入院期間中の被服の準備等一定の支援を行った場合に算定できる加算

留意事項

- ・個別支援計画にあらかじめ、入院時に提供する支援の内容を位置付け、利用者、家族等の同意を得ること
 - ・4 日未満の入院の場合には少なくとも 1 回以上、4 日以上の場合には少なくとも 2 回以上、病院又は診療所を訪問し、訪問時の支援内容を記録すること
- ※入院期間とは入院の初日及び最終日並びに上記入院・外泊時加算が算定される期間を除く

(6) 地域移行加算（療養介護、施設入所支援）

退所する利用者に対し、退所後の居住の場を確保したり在宅サービスの利用調整等を行った場合に算定できる加算

留意事項

- ・入所中に 2 回（H30 年度から）、退所後に 1 回算定可
 - ・退所後、病院または診療所・他の社会福祉施設等へ入院・入所する場合は算定不可。死亡退所の場合も算定不可
- ※「他の社会福祉施設等」には、福祉ホームやグループホームは含まれない（福祉ホームやグループホームは、退所後の居住の場であるため）

(7) リハビリテーション加算（生活介護、自立訓練（機能訓練））

リハビリテーションが必要な利用者に対し、リハビリテーション実施計画を作成し個別のリハビリテーションを行った場合に算定できる加算

参照 「リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」（平成 21 年 3 月 31 日障発第 0331003 号）

留意事項

医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種が共同してリハビリテーション実施計画を作成していない場合、計画の作成における以下の一連の手続き等が行われていない場合は算定不可

- ・原案作成後、概ね 2 週間以内及び概ね 3 月毎のアセスメントがされていない
- ・カンファレンスの記録がない
- ・利用者またはその家族に説明し、同意を得ていない

※リハビリテーション加算の見直し（H30 年度から）

- ・リハビリテーション加算（Ⅰ） 48 単位/日
頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であって、リハビリテーション実施計画が作成されている者
- ・リハビリテーション加算（Ⅱ） 20 単位/日
加算（Ⅰ）に規定する障害者以外の障害者であって、リハビリテーション実施計画が作成されている者

(8) 食事提供体制加算（生活介護、短期入所、自立訓練）

事業所の責任において食事を提供するための体制を整備した場合に算定できる加算

留意事項

- ・仕出し弁当（副菜を添える場合も含む）や外食日には算定不可
- ・利用者が負担する食材料費の金額を運営規程・重要事項説明書等に規定すること
- ・食事を提供する場合は、指定基準省令（生活介護では第 86 条 他の障害福祉サービスもそれぞれ準用）に規定があるため、留意すること

※平成 29 年度までの経過措置とされていた本加算は、今回の改定では継続

(9) 福祉専門職員配置等加算（療養介護、生活介護、自立訓練）

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図るための人員配置を評価した加算

留意事項

- ・職員の入退職、勤務形態の変更があった場合には、常勤者及び有資格者の割合を再計算すること。人員基準上は、1 月を超える職員の不在は「人員欠如」となるが、この加算においても同様

指摘事例

- ・職員の退職や産休で、有資格者の割合が要件に該当しなくなったが、算定をしていた

※福祉専門職員配置等加算の要件の見直し

変更点：公認心理師を新たに有資格者として評価

(10) 療養食加算（施設入所支援）

疾病治療の直接手段として主治医の発行した食事せんに基づき、療養食を提供した場合に算定できる加算

留意事項

- ・医師の食事せんがない、食事せんに医師のサイン等がない場合は算定不可
- ・対象とならない療養食や検査の数値基準に達していないものについても算定不可
- ・療養食用の献立表を作成すること

(11) 栄養マネジメント加算（施設入所支援）

栄養健康状態の維持や食生活の向上を図るため、利用者個別の健康状態に着目したマネジメントを評価する加算

参照 「栄養マネジメント加算及び経口移行加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」（平成 21 年 3 月 31 日障発第 0331002 号）

留意事項

- ・医師、管理栄養士、看護職員その他の職種が共同して栄養ケア計画を作成していない場合、計画の作成における一連の手続き等が行われていない場合は算定不可
- ・定期的にモニタリング、スクリーニングを行う必要がある
- ・栄養ケア計画の内容について、利用者またはその家族に説明し、同意を得る必要がある ⇒ 同意を得る前に加算算定を開始することは不可

(12) 送迎加算（生活介護、短期入所、自立訓練）

利用者の送迎を行った場合に算定できる加算

指摘事例

- ・送迎加算（Ⅰ）で届出を行っているが、平均利用者数が10名未満で算定していた

留意事項

- ・送迎の回数を適切に記録すること
- ・送迎加算を算定している場合においては、燃料費の実費が送迎加算の額を超える場合に限り、利用者から送迎費用の徴収が可能であること
- ・送迎加算のほかに利用者から送迎費用を徴収しているにもかかわらず、燃料費の実費が送迎加算の金額を超えているか把握せずに漠然と徴収しないこと

《算定要件》

ア 1回の送迎につき、平均10人以上（ただし、利用定員が20人未満の事業所にあつては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上）の利用者が利用

イ 週3回以上の送迎を実施

加算（Ⅰ）：当該月で上記2点の要件を両方満たす場合

加算（Ⅱ）：当該月でいずれか一方のみ満たす場合

※通所系サービスの送迎加算（Ⅰ）、（Ⅱ）の見直し

- ・自動車維持費等が減少していることから一定の適正化の実施（単位の減）
- ・生活介護における送迎は、一定要件を満たす場合（重度者等を送迎の場合）、更に評価

送迎加算（Ⅰ） 21 単位/回

送迎加算（Ⅱ） 10 単位/回

送迎加算（Ⅱ）※生活介護のみ上乗せ分 28 単位/回

- ・同一敷地内の送迎については、同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物同一敷地内との間で送迎を行った場合は、同一敷地内の送迎者のみについて加算がなされる前の単位数の70%を算定

(13) 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算

（療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練）

福祉介護人材の確保、賃金改善を図るための加算

参照 「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成24年3月30日 障発第0330第5号）

指摘事例

- ・福祉・介護職員処遇改善計画書の職員への周知が行われていなかった

留意事項

- ・福祉・介護職員処遇改善計画書については、全ての福祉・介護職員に対し、文書等（文書通知・回覧・掲示・メールによる通知）により周知し、当該周知の記録を残しておくこと

(14) 個別支援計画への位置付けが必要な加算

個別支援計画への位置付けが必要な加算の例。以下に記載した以外にも個別支援計画の位置付けが必要な場合があるので、算定要件を確認すること。また、加算は個別支援計画の同意月以降の算定となる

加算名	該当サービス	備考
訪問支援特別加算	生活介護	
リハビリテーション加算	生活介護	リハビリテーション実施計画を作成
	機能訓練	
入院・外泊時加算（Ⅱ）	施設入所支援	
入院時支援特別加算	施設入所支援	
	宿泊型自立訓練	
地域生活移行個別支援特別加算	施設入所支援（加算Ⅱ）	専門的支援が組み込まれた計画を作成
	宿泊型自立訓練	
栄養マネジメント加算	施設入所支援	栄養ケア計画を作成
経口移行加算	施設入所支援	経口移行計画を作成
経口維持加算	施設入所支援	経口維持計画を作成
日中支援加算	宿泊型自立訓練	
長期入院時支援特別加算	宿泊型自立訓練	
帰宅時支援加算	宿泊型自立訓練	
長期帰宅時支援加算	宿泊型自立訓練	
夜間支援等体制加算（Ⅰ）	宿泊型自立訓練	

5 その他

(1) 法定代理受領に係る通知

市町村から給付費の支払いを受けたときは、本来の受領者である利用者に対して代理受領した金額等を書面により通知すること

(2) サービス提供に係る利用者の確認

サービスを提供した際は、サービスの提供日、内容その他必要な事項をサービス提供の都度記録し、利用者から確認（サービス提供記録実績表に利用者の印）を得ること（入所施設は一括でもよい）

(3) 共通留意事項

組織での理解と確認、記録の重要性をご認識いただきたい